

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年1月20日

千代田区長 樋口 高顕

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画策定支援業務

(2) 業務内容

千代田区（以下、「区」という。）は、平成9年3月に、最初の「千代田区男女平等推進行動計画」を策定した。以来、改定を重ね、令和4年3月策定の第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画（以下、「第6次計画」という。）では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念に掲げ、さまざまな施策を推進してきた。第6次計画の計画期間が令和8年度末で終了することから、第7次千代田区ジェンダー平等推進行動計画（以下、「第7次計画」という。）策定を予定している。

本業務は、第6次計画の評価とともに、区の現状と課題を把握し、令和9年度から施行する予定の第7次計画の策定を支援するものである。

また、計画改定内容について検討を行う千代田区男女平等推進区民会議等を効果的かつ効率的に運営するとともに、令和7年度に実施した意識・実態調査の結果や、国・都等の情報を踏まえ、必要データの収集・分析や助言・資料作成等を行う。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※履行状況を総合的に評価した上で、継続して契約することの検討を行う。

(4) 提案限度価格

令和8年度：7,400,000円（税込）

※上記金額は令和8年度予算の可決後に確定する。実際の契約にあたっては、業務範囲等を交渉の上、契約金額を決定する。なお、上記の価格を超える提案は受け付けないものとする。

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- イ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。
- ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

- エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- オ 経営不振の状態でないこと。

（2）提案書提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標	配点
経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高 等	10 点
履行保証力	履行保証力の有無等	自己資本比率 等	10 点
業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	遂行体制の人数及び過去に同種・類似業務に取り組んだ経験の有無 等	20 点
業務執行技術力	当該業務を遂行するためには必要な知識・経験	過去に同種・類似業務に取り組んだ経験の有無 等	20 点
契約不適合責任力	契約不適合に対する責任力の有無等	賠償責任保険の加入の有無 等	10 点
専任性	当該業務に専念できる時間の有無等	手持ち業務の状況 等	10 点
社会貢献（倫理観）	社会的貢献度の有無等	男女共同参画やジェンダー平等の実現に向けた取組実績 等	20 点

（3）提案書を採用するための評価基準

別紙参照。

3 手続き等

（1）担当課

地域振興部国際平和・男女平等人権課男女平等人権係（担当：鈴木・吉末・亀石）
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 (6 階)
電話：03-5211-4166 (直通)
メール：kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間…令和 8 年 1 月 20 日（火）から令和 8 年 2 月 3 日（火）まで
- イ 交付場所…（ア）[千代田区ホームページ - プロポーザル情報 \(chiyoda.lg.jp\)](#)
（イ）区庁舎 6 階契約課窓口
- ウ 交付方法…（ア）ホームページよりダウンロード
（イ）区庁舎 6 階契約課窓口への掲示

（3）参加申込書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ア 受領期間…令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 5 時までに必着
- イ 提出場所…3(1)に同じ

ウ 提出方法…午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること（土日祝日を除く、事前電話連絡必須）。ただし、区からの要望があった場合はデータの送付も行うこと。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限…令和8年3月3日（火）午後5時までに必着

※正式な提出期限は、提案書提出者選定後に通知する

イ 提出場所…3(1)と同じ

ウ 提出方法…午前9時から午後5時までの間に直接持参すること（土日祝日を除く、事前電話連絡必須）。ただし、区からの要望があった場合はデータの送付も行うこと。

4 その他

(1) 提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で、提案の採否決定以外の目的には使用しない。ただし、千代田区情報公開条例(平成13年千代田区条例第2号)に基づく情報公開請求があったときは、原則公開の対象となる。その際、個人情報や印影、法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると明らかに認められる情報等については、限定的に非公開とする。

(2) その他の事項及び詳細については、別紙「要求水準等説明書」を参照すること。